



木津川市は、多様な性についての理解を広げ、性的指向や性自認、性表現にかかわらず誰もがかけがえのない個人として尊重され、自分らしく生き、互いを認め合う社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。



木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティ（性的少数者）である二人が、その関係を市に宣誓し、市が宣誓証明書などを交付する制度です。



詳しくは市のHPを
ご覧ください



木津川市

関連する SDGs のゴール



◆宣誓の要件◆

パートナーシップの宣誓を行うとき

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティであること
- (2) 成年に達していること
- (3) いずれか一方が木津川市民であること
(3ヶ月以内の転入予定も含む)
- (4) 配偶者がいないこと
- (5) 他の方とパートナーシップ関係ないこと
- (6) 宣誓者同士が近親者でないこと

ファミリーシップの宣誓を行うとき

- (1) パートナーシップにある方の子や親（養子・養親を含む）であること
- (2) パートナーシップにある方の一方又は双方がファミリーシップ対象の方と生計が同一であること（15歳未満の子については同居していること）

◆宣誓に必要なもの◆



◆宣誓手続きの流れ◆

- ・宣誓書及び確認書
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・独身証明書
- ・本人確認書類
- ・同意書（ファミリーシップ宣誓の方）



など

- ・宣誓日の事前予約（宣誓希望日の7日前まで）



- ・宣誓及び必要書類の提出



- ・宣誓証明書等の交付



※「窓口来所」又は「郵送」で届出できます。

市民・事業者のみなさまへのお願い

この制度は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓した二人がパートナー又は家族として、安心して自分らしく生き生きと暮らせる社会を築くことを目的に施行するものです。また、この制度が性的マイノリティの方の日常生活において感じる困難や生きづらさなどの心の負担を軽減し、性の多様性への理解が進む一助となることを期待するものです。みなさまのご理解、ご協力をお願いします。なお、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向や性自認、性表現など）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いします。

お問い合わせ 木津川市 市民環境部 人権推進課

〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9 TEL:0774-75-1217 FAX:0774-72-3900
Email : jinken@city.kizugawa.lg.jp <https://www.city.kizugawa.lg.jp>